

改 正 案	現 行
<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 建築設備の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、位置及び高さの変更並びに建築設備の性能その他の特性が同等以上のもへの変更に限る。）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 構造耐力上主要な部分以外であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの又は当該取り付け部分若しくは手すり又は手すり壁の材料、構造方法又は位置の変更</p> <p>十五 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、耐力壁以外の壁、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に直接接する部材の範囲において、構造耐力上安全であること確かめることができる場合に限る。）</p> <p>十六 構造耐力上主要な部分における構造部材の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、当該部材と同等以上の強度及び耐力のものへの変更に限る。）</p> <p>2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変</p>	<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変</p>

更は、建築設備の変更（構造方法の種別に変更がなく、かつ、位置若しくは高さの変更又は建築設備の性能その他の特性が同等以上のものへの変更に限る。）であつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする。

3・4（略）

更は、第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。

3・4（略）